

防衛省資金の問題点について

池内 了（名古屋大学名誉教授）

現在、日本学術会議会員はかつてのような科学者による直接選挙や学協会からの推薦による選出ではなく、現会員による候補者の推薦によって内閣総理大臣が任命しているが、日本を代表する科学者の団体であることは確かである。日本学術会議から発せられるさまざまな声明・勧告・宣言等は、政府や社会、そしてとりわけ学术界に影響を与えており、この状況は今後も変わらない。特に、現在の日本学術会議法の前文「わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とする」は、創設時の前文がそのまま残されていることに留意し、この精神に則って今回の問題についても慎重な審議を重ね、未来に禍根を残さないよう慎重な配慮をお願いしたい。

なお、以下では、日本学術会議は日本の大学や研究機関（以下、大学等と略す）やそこにおける科学者を代表し、企業の研究機関・研究者までも一般的に代表するわけではないとの立場をとっている。

(1) 大学・研究機関で行われる学術研究について

- (a) (学術の原点) 科学者の学術研究の原点とは「誰のための、何のための、学術研究か」の問いに対して抱く精神的覚悟のことであり、それは「普遍的な真実を探求する営みを通じて世界の平和と人類の福祉に貢献すること」であることは論を俟たないだろう。この原点は環境条件の変化や時代の要請に左右されるものではなく、科学者の誰もがこの原点から出発し、それを持ち続けることに矜持を抱いてきたはずである。
- (b) (学術研究の自律性と公開性) 学術の原点を順守する上においては、学術の研究は自由で自律的に行われねばならず、研究成果の発表・公開の完全な自由が保障されねばならない。それを保証するために大学の自治の慣行が確立し、学問の自由が憲法 23 条に明示されている。また、学術研究の成果は公共財であり、誰もが等しくその成果を享受することができねばならない。
- (c) (科学に携わる者の倫理規範) 科学に携わる者は、慎重の上にも慎重を期して、自分が行っている研究や開発した技術が社会の平和や人間を破壊する方向に用いられないか、常に問いかけ、身を戒め続ける必要がある。それが科学に携わる人間が持つべき基本的倫理規範である。また、研究を進めるにあたって、科学者の誰もが研究資金は自律的な研究活動と自由な発表・公開が保障された学術機関からのものであることを望んでいる。少しでも研究活動への干渉や成果の発表・公開についての阻害が予想される場合には、拒否するという節操心を保持しなければならない。

(2) 防衛省の「安全保障技術研究推進制度」(競争的資金制度) について

- (a) (軍事技術利用の推進が目的) 防衛省のこの制度は、「将来の装備品に繋げていくことを想定」した委託研究制度であり、軍事技術利用推進（つまり軍事研究）を明言し、この目的にかなった成果を求める委託契約であることから、学術の原点と齟齬していることは明らかである。その背景には2013年12月17日に閣議決定された「中期防衛力整備計画について」があり、そこでは「大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的な活用に努めるとともに民生分野への防衛技術の展開を図る」と述べられていて、政府と防衛省が一体となって防衛技術の利用拡大を図っていることは明らかである。
- (b) (自律性と齟齬する制限) この制度では「公開の完全な自由」は保証されておらず、「公開」を縛る制限付きであること、防衛装備庁への定期的な報告義務があるとともに「継続的な協力」で一生束縛される義務が生じること、さらに防衛省職員であるPD（プログラムディレクター）の指示の下でPO（プログラムオフィサー）による研究進捗管理が行われことから、自由で自律的な研究環境が保証されていない。これらは防衛省の制度の目的が軍事技術の開発であることから、当然予想される限定条件と言える。これらにはいずれも、自由で自律的な学問研究の精神と相いれない制限が課せられていることは明らかである。
- (c) (防衛省資金という意味) 軍事技術に転用できる基盤技術を抱えているのが大学であるのだが、この資金提供によって、基盤技術の開発提案のみならず、軍事技術開発のための人脈作り、継続的な協力関係、技術収集や情報提供者としての役割など、大学やその研究者を防衛省の都合のよいパートナーにしていく狙いもある。果たして、防衛省からの資金による軍事研究を擁護する専門職倫理があるだろうか？各大学の広報において「安全保障技術研究推進制度」に採択されたと書くだろうか？当事者が軍学共同を隠したがることこそ、軍事研究は後ろめたい、倫理に外れた行為と認識している証拠であろう。

(3) 防衛省からの委託研究資金を受け入れる研究者の言い訳について

- (a) (3つの言い訳) 研究者は、防衛省資金を得るために、軍事研究を国家の安全のためとか、国から研究費を得ているのだから国の命令には従うべきとか、軍事研究であろうと科学や技術がより発達するのでよいとか、いろいろな理由・口実を述べるが、基本的には次の3つの言い訳に集約できるだろう。それらは、(i) 研究費がないので軍からの金であろうと欲しい、(ii) 自分は核兵器をはじめとする非人道的兵器開発には反対だが、通常手段の防衛のための軍事は許されると思うので、その範囲の軍事研究は構わないのではないか、(iii) すべての科学・技術はデュアルユースで研究現場では軍事・民生の区別はつかないのだから、予め軍事利用だとして禁止できない、というものである。以下(i)については(b)で、(ii)については(c)でコメントし、(iii)については項目(4)としてより詳しく論じる。いずれにしる、

防衛省（軍）からの資金は後ろめたい金という意識がある故に、あれこれの言い訳を口にしてにしていることに注意すべきだろう。

- (b) ((i) 研究費に関わる問題) 科学技術基本計画で打ち出された「選択と集中」という政策によって大学等の研究者の経常研究費はほぼ枯渇し、今や競争的資金を獲得しなければ科学研究を続行することが困難になっている。競争的資金は選択された（限られた）分野や研究者に集中して多くの研究者には配分されず、多数の研究者は研究費不足に喘いでいる状態である。研究費がなければ研究ができず、研究ができねば論文が書けず、ますます競争的資金が獲得できないという悪循環に陥ってしまう。つまり研究という行為そのものが不可能になってしまうのである。私は、実際にそのような状態の研究者が多くいることを知ってきた。そのように追い詰められると、たとえ防衛省（軍）からの資金であろうと、成果の公表ができなくなっても、せめて研究ができる状態を維持したいと望む研究者が生み出されてくる。それを私は「研究者版経済的徴兵制」と呼んでいるのだが、そもそも日本の高等教育への予算が少ないこと、「選択と集中」という真に科学を育てる方向とは正反対の科学技術政策であること、など政府・財務省・文部科学省の施策に主たる原因がある。この問題こそ、日本学術会議が腰を据えて議論し、声明なり勧告を通じて政府に働きかけていくべき喫緊の課題だと考える。

- (c) ((ii) 防衛のための軍事研究は許容される論について) この議論は、日本国憲法第九条をどう読むか、その解釈で防衛のための戦力は許されるか、許されるとしてもどこまで許容されるのか、その歯止めはあるのか、など国防論議になって果てがなくなってしまう。私は、日本国憲法では非武装が基本原則であり、防衛のためであれ一切の武力を保持すべきではないと考えている。なぜなら、歴史上に起ったすべての武力戦争は「防衛のため」が口実として開始され、「国を守るため」として侵略戦争も合理化されてきたからだ。すべてのいかなる対立・抗争であっても交渉・話し合いで解決されるべきであり、それは可能であると考えている。

もちろん、この点については国民の間でも意見が分かれている。自衛隊は合憲か違憲か、自衛隊の有する様々な軍事力は憲法が禁じている「戦力」なのか否か、という憲法解釈の問題だけではない。そもそも核時代における安全保障とは何か、国家の安全保障なのか、人間の安全保障なのか、ということがこの間の核兵器禁止条約をめぐる議論の中でも問われている。それはこれから日本が国際社会においてどのような国として存在感を示し、どのような方法で平和を構築していくのかという点に関わっている。そしてこの問題こそ、日本学術会議が人文・社会・生命・自然科学などの横断的な研究を通して国民に発信していくべき点ではないか。そういう大きな平和構築の視点が求められているときに、「自衛隊の存在が国民に認知されているから、防衛のための軍事研究も支持される」という主張は、あまりにも表層的で一面的であり、学術会議が現状追認の機関に墮してしまうことを意味する。

しかも看過し得ない点は、現在の安倍政権が「憲法九条は一切の核兵器の保有および使用を禁止しているわけではない」との答弁書を閣議決定し、また現防衛大臣は日本の核武装が必要との意見の持ち主だという点である。そういう政権のもとで、防衛のための研究を認めるということの重大性、危険性を私たちはしっかり認識すべきである。

言うまでもないが、防衛のための軍事技術だからよいとするのは単純すぎる考えで、防衛技術は必ず攻撃のための軍事技術とセットになっており、それらは互いに競い合ってエスカレーションしていくのが常である。その結果、より危険なものに変質していくことが武器の歴史を見ればわかる。その究極は核兵器の保有（及びその使用の脅し）であり、世界で核兵器保有国が増えてきた理由もそのためである。

実際に今回採択された事例では、例えば 2 機の無人飛行機搭載レーダーによるターゲットを確認するための研究が始まっているが、これは無人機攻撃に即活用される技術である。現代の戦争は無人機やロボットを多用して人々を虐殺するというおぞましいものになりつつあり、その兵器開発のためにロボット技術をはじめとする日本の先端技術を米軍も注目し日米共同研究を提案してきているのである。「安全保障技術推進制度」もその流れの中で出てきていると見なければならぬ。「防衛のための軍事研究は許される」というような議論は、このような戦争現場で生じている現実を見ない空想的なものである。今回採択されたある研究者は「10 年後に防衛省に悪用されたら悔いが残る。でもそれを言うと研究が進まない。15-30 年後に違うものになっていたら、防衛省に違うのではないかと申し上げる」と語っている（「科学」2016 年 10 月号）。なんとおめでたいことか、と言わざるを得ない。このような愚かな発想に導く、防衛のためには軍備は許されるとの考えがいかに浅薄なものであるかがわかるのではないだろうか。

日本学術会議として取るべき姿勢は、世界の平和と人類の幸福という学術の原点から防衛論議に加担せず、人間や社会を破壊する武力を一切有しないという理想の下に、軍事研究とはいかなる関係も持つべきではないとの立場である。日本学術会議の創立時の決意表明、およびそれを引用した 1950 年の声明で、「これまでわが国の科学者がとりきたった態度を強く反省し」という言葉を思い返し、今一度「重く受け取るべき」ではないか。ハリウッドでの赤狩りで聴聞会に呼ばれた劇作家のリリアン・ヘルマンは「良心を今年の流行に合わせて切断するようなことはできません」と述べた。「良心」を「学術の原点」に置き換えて、じっくり味わってみるべき言葉ではないだろうか。

(4) デュアルユース技術について

- (a) (民生利用と軍事利用) 防衛省で使われているデュアルユース技術は、正確には1つの技術が軍事利用と民生利用の双方に使い得るという意味だから「軍民共用技術」

と呼ぶべきであり、あるいは民生技術を軍事開発のために転用し駆使することだから「軍民転換」とか「軍民統合」と呼ぶ方が正確である。民生技術と軍事技術は区別できないとよく言われるが、資金源はどこであるか、その資金を提供する目的（意図）は何であるか、そして公開が完全に自由か条件付きか、で明確な区別ができる。つまり、民生技術とは、資金源は学術機関であり、社会的生産力と人々の福祉を向上させるための研究活動を指し、その成果の発表・公表の完全な自由が保証されているものである。これに対し軍事技術とは、軍あるいは軍から資金提供を受けた機関が資金源となり、国家の安全保障という名目で国防を目的とし、起こりうる戦争行為を効率的に行うための技術開発活動で、そのような技術の本来的な性格から秘匿される可能性が非常に高く、さまざまな限定条件をつけて成果の発表・公開が制限されることになる。また、特定秘密保護法により防衛省に管理された研究は理由が開示されずに機密指定を受けることが起こり得ることも忘れてはならない。（なお、産学共同に基づいて産業界が資金源となっている場合、資金源としては民生研究と見做すべきであるが、その目的や公開性に関してはその限定条件を明確にした上で判断しなければならない。ところが、現状の産学共同がその進め方に関する統一的な基準を一切議論せず曖昧なまま、なし崩し的に進められており、そこに問題があることを指摘しておきたい。）

- (b) (スピノン＝軍民転換) この委託研究の目的は、大学等においてなされている民生研究を、防衛装備庁における防衛装備品開発のための基礎研究という名目で軍事技術へ転換させることである。これはいわゆる「スピノン」で、まさしく「軍民転換（民から軍への転換）」と言うべきであり、軍事転用することによって、既に大学等で着手されている民生利用の可能性を狭める結果になることに注意しなければならない。従って、「デュアルユースだから、あるいは民生にも利用できるのだから用途が広がる」という発言は錯誤であることは明白だろう。スピノン＝民から軍への転換は、民生技術の利用を軍事が横取りすることによって、利用範囲が狭まるからだ。ましてや、大西会長の「防衛装備庁も使えるかもしれないが、製薬会社や化学工場での事故の際にも使える研究だということ認めた」との言い訳は、全く転倒した論なのである。
- (c) (防衛省のデュアルユース) 「安全保障技術研究推進研究」のパンフの説明では、デュアルユースとは防衛省としての防衛・災害・PKOの使用、開発側が自主的に民生利用することに任せるとしか想定されていない。当然とは言え、防衛省としてはもっぱら「スピノン＝民から軍への転換」しか考慮しておらず、デュアルユースという言葉によって技術の利用範囲が広がるという幻想を持つのは間違いである。
- (d) (軍事用品の民生利用) デュアルユースの宣伝には、GPSやインターネットなど元々軍事目的で開発された製品が民生利用されて多くの人々を潤わせたという実績が広く流布されている。いわゆる「スピノフ＝軍から民への転換」で、それは事実で

あることを否定しない。しかし、そのような事例の多くは潤沢な軍事費が背景にあってこそ可能となったものであり、最初からそれだけの資金提供が保証されておれば純粹の民生研究においても開発できたケースもあるだろう。むしろ、いくら民生利用の可能性が指摘されても軍事からの制限によって民生開発ができなかった（あるいは開発競争に後れを取った）事例があったことを忘れてはならない（トランジスタの開発、CCDカメラの開発などが想起される）。何よりも、軍事用品は軍部がどう利用するかを決定する権限を持ち、大学等の研究者は直接関与することができない。つまり、大学等が責任を持って関与し制御できるのはスピノン（＝民から軍への転換）であって、そもそも軍事用品のノウハウにタッチできない研究者に対して、スピノフ（＝軍から民への転換）までもデュアルユースの利点であるかのように言い立てて研究者を誘い込もうとするのは意識的な虚偽と言うべきである。

(5) 防衛省資金が学術研究に及ぼす悪影響

- (a) (大学等への直接の悪影響) 研究の発表・公開の完全な自由が保障されていないことからくる直接的な悪影響として、(1) 防衛省資金で購入された設備や研究室を当事者以外が関与できなくなり、一種の治外法権の場となり大学の自治に反する（現にアメリカの研究所では軍事研究のためにオフリミットとなっている空間がある）、(2) 研究担当者個人の教室内での研究発表が自由でなくなり、研究者間の自由な交流が阻害される、(3) 特に、研究を手伝うことが命じられる学生・院生・留学生・若手研究者などにも研究発表の自由が制限され、多くの研究者とのディスカッションによって研究の実態を学んでいく過程にある彼らにとって、その成長への大きな障害になる、(4) 研究内容を漏らしたことによる秘密漏洩罪に問われかねない事態が生じ、他の研究者や研究現場にも研究発表についての躊躇が生じ、教室・学部・大学を委縮させる懸念が生じる、(5) その研究が人々の幸福のための真理の探究でなくなることによって醸成される研究者としての精神的墮落は、同僚や若手院生やひいては大学全体の学問への信頼を喪失させる、(6) 自分の研究内容を自由に語らない（語れない）教員は学生や市民に対して学問をする魅力そのものが語れなくなり、学生や市民との知的対話が喪失するのみならず、教員本人にとって知的退廃につながることになる。
- (b) (大学等の社会的立場への悪影響) 研究活動や研究内容が外部から見えなくなり、国民への説明責任が果たされなくなってしまう。そのことは「象牙の塔」の復活であるばかりでなく、研究が特殊な方向に誘導され、偏ったものになっていくことへの修正が効かなくなり、独善的な科学者として暴走し社会的信頼を失うことになりかねない。戦前・戦時中の医学者が行ったような極秘の人体実験や生物兵器開発などの組織的犯罪も、大学と軍との隠された関係から生じたのは確かである。自分たちの間だけで医学の発展のためとか国家を守るためと信じて疑わないまま、倫理の道

筋を越えてしまったのだ。科学者は独善的になり勝ちであることを自覚して、常に周囲からの客観的な問いかけの機会を作り、集団としてのチェック機能を働かせ続けねばならない。オープンキャンパスとか研究室公開を行なっているのは、社会への説明責任を全うするとともに、研究内容を公開することによって研究の現場が独善的になっていないことを市民に示す1つの方法なのである。

- (c) (研究者個人の意識への悪影響) いったん防衛省の公募に応じ採択されないと、次回は採択されるようより効率的な防衛装備品を考案し、次回がダメならもっと、次々回にはさらにもっともっと効率的な防衛装備を考案するというふうに、どんどんのめり込み引き返すことが困難になる。知らず知らずのうちに軍事協力という役割を果たすことが当たり前になり、それが積み重なると健全な研究意識を失っていく危険性がある。あるいは、一度防衛省資金を得ると味を占めて軍事研究に夢中になり、その資金がないと研究の継続ができなくなるという状況が生まれる(麻薬効果)。科学研究者は、一般的にある事柄に夢中になるとそれにとことん打ち込むという特性があり、軍事研究がその対象になる可能性があることに留意すべきだろう。その果てに悪魔の兵器の開発を平気で行うようになってしまうのである。
- (d) (学生等への悪影響) 軍学共同の手伝いをさせられる学生等の意識への悪影響として、指導教員の指導・命令で軍事研究を行なうことから、軍事開発に動員されたという意識がないまま研究に従事するのが通常になってしまう。加えて、PD,PO等軍事関係者の研究室への出入りが多くなり、軍事研究への抵抗感がますます減退する危険性がある。その結果、学術の原点についての倫理意識や社会的意識に欠けた学生しか育たず、そんな単細胞の学生を社会に送り出すことになる(実際に、若い頃に軍事研究に使われた研究者が、そのように述懐している)。それでは、自分の研究結果の社会的責任まで自覚し、その知識を社会と共有するという倫理意識を持った次世代の人間を育てるといふ、まさに公共財としての大学の任務を放棄したことになる。
- (e) (今後の研究への悪影響) 防衛省からの直接的な委託研究だけでなく、防衛省から委託を受けた企業との産学連携による共同研究を通じ、防衛省資金の迂回援助が行われ、産軍学連携へと拡大していく可能性がある。戦争中の日本においては大学が主導権を握って産軍学連携が行われたという歴史があり、まさに軍事に隷属した科学研究という状況になっていったことを忘れるべきではない。このまま防衛省資金が大掛かりになると、逆に研究者の軍事研究への拒否感が薄くなって組織的に取り込まれ、やがて米軍(DARPA)との直接接触、防衛省・米軍との共同研究、米軍への情報提供などを通じて、アメリカの軍事研究に動員されるという事態になる可能性がある。政治的に対米従属の日本なのだから、軍事開発研究には独立性を保つとは考えられず、また新「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」で日本が米軍の補完的役割を果たすことが期待されており、アメリカの産軍学複合体に取り込まれていく可能性が高い。これらは「杞憂」のように思われるかもしれないが、軍事に

関わるとその巨大な軍事マネーで研究者が惹きつけられ、身動きとれなくなっていくことが否定できない。

(6) 日本学術会議が軍学共同を容認する場合の悪影響

(a) 学術研究に対する信頼度の喪失

日本学術会議が軍学共同を容認する場合として、

- (i) 50年、67年の声明を覆し、防衛省との共同研究を全面的に容認する場合、
- (ii) 50年、67年の声明を覆さず「堅持する」と言いつつ、「明白な軍事研究ではないと認定できる」あるいは「自衛のための防衛技術に限る」というような条件付きで、防衛省との共同研究を容認する場合、

の二通りが考えられる。その場合の悪影響として、以下のような状況が出来ることは明らかで、日本の学術の将来に重大な禍根を残すことになるだろう。

日本を代表する科学者の団体が、防衛省からの資金導入によって軍事研究に携わることを許容し、結果的に研究行為における秘密保持を公認することにより、研究内容や成果の無条件の公開・自由な交流が阻害される可能性を受け入れてしまう。その結果、大学における自由で自律して行われる学術研究や教育が阻害され、大学の自治や学問の自由が危機に瀕し、公共財としての大学の役割が果たせなくなると危惧される。それは「世界の平和と人類の福祉に貢献する」という学術の原点の放棄でもある。具体的に日本を代表する学術研究者の集団がこのような決定を下してしまうと、

- (A) 政府・財界・防衛組織から、「学者は金の力で屈服させられる」と甘く見られ、今後見くびられるようになるのは確実である。
- (B) 専門家として求められる政府への提言や勧告などについての重みがなくなり、今後はせいぜい御用学者的な役割か、政府や産業界のシンクタンクの役割を演じるだけになってしまう。
- (C) 市民社会において、専門家としての批判・提言・助言に見識があり誠意あるものと見做されず、利害に敏な学者の戯言としてしか受け取られなくなってしまう。

つまり、学術研究は研究者が知の創造と継承を行なうという市民から負託された任務を全うすることによって成される事業であり、その重要性を認めて大学等の研究教育組織が設立され、国家資金の支援を得てきた。ところが、市民の意に反して軍事研究に携われれば、学術研究への信頼が根底から揺らぐことになり、学術研究者への社会的信頼度が著しく低下するのに留まらず、そのような学者の集団である大学への予算の削減を招く事態を招来することは明らかである。

(b) 特に、条件付き容認とした場合の懸念

(ii) の事例として、1995年に日本物理学会が決議案の修正を行ない、「明白な軍事研究である」場合のみを拒否することにして、事実上軍事研究に携わることを許容することになった。ここにある「明白な軍事研究である」ことを、誰が、どのような根拠によっ

て判断し、どの機関がその履行措置を取るかについて曖昧さが残されたままであり、例えば「防衛省からの資金であろうと、防衛のためであって明白な軍事研究ではないから許容される」と主張して、防衛省との共同研究に従事する研究者が出現しても不思議ではない。特に、日本学術会議がこのような曖昧さを含んだ条件付きで許容すればその影響は大きく、事実上の軍事研究解禁となる恐れがある。日本学術会議は、まず資金源はどこか、その資金提供の目的は何か、完全に自由な公開か、という 3 条件について軍事研究を曖昧さなく定義し、諸種の委託研究についてそれが軍事研究であるかどうかを判断することが求められ、諾否を下すことが迫られるだろう。

そのことを考えるならば、現在の情勢下において、日本学術会議は以下のようなすっきりした声明を打ち出すことが賢明であると考ええる。

(7) 日本学術会議に打ち出していきたい声明案

50 年、67 年の声明を堅持し、世界の平和と人類の幸福という学術研究の原点を矜持と節操を以て遵守することを誓い、軍事開発と関連する機関（*）からの資金は一切受け取らない、武器輸出に関わる研究に携わらない、民生のための研究のみに従事する、との決意を表明する。それは、戦争のない平和を創造するための先頭に立つ日本学術会議として守るべき責務であり、積極的にこの責務を全うすることは科学者としての義務であるからだ。

（*）軍事開発と関連する機関とは、防衛省や米軍そのもの、及び防衛省や米軍が資金を提供する団体・機関を指す。

併せて、日本学術会議に対し、再度以下のような要望を出したい。

日本学術会議として、政府・財務省・文部科学省の現在の施策に疑義を唱え、日本の高等教育への投資を増やし、「選択と集中」という真に科学を育てる方向とは正反対の科学技術政策を取りやめるよう、幅広い視点から議論し、声明なり勧告を通じて政府に働きかけること。